

日行連発第 1596 号  
令和 6 年 3 月 13 日

各単位会長 様

日本行政書士会連合会  
会長 常住 豊  
法務業務部  
部長 坪川 貞子

電子定款の認証手続きにおける電子委任状の公証人への送信方法  
について（依頼）

平素より日行連の活動に格別のご高配を賜り、誠にありがとうございます。  
この度、日本公証人連合会（以下「日公連」という。）より、電子定款の認証  
手続きにおける電子委任状の公証人への送信方法を本年 4 月 1 日から別添の  
とおり取り扱いが変更する旨の周知依頼がございました。  
つきましては、貴会会員への周知にご協力くださいますよう、よろしくお願  
い申し上げます。

記

別添：電子定款の認証手続きにおける電子委任状の公証人への送信方法について  
（周知方依頼）（令和 6 年 3 月 8 日付・日公連第 10 号）

以上